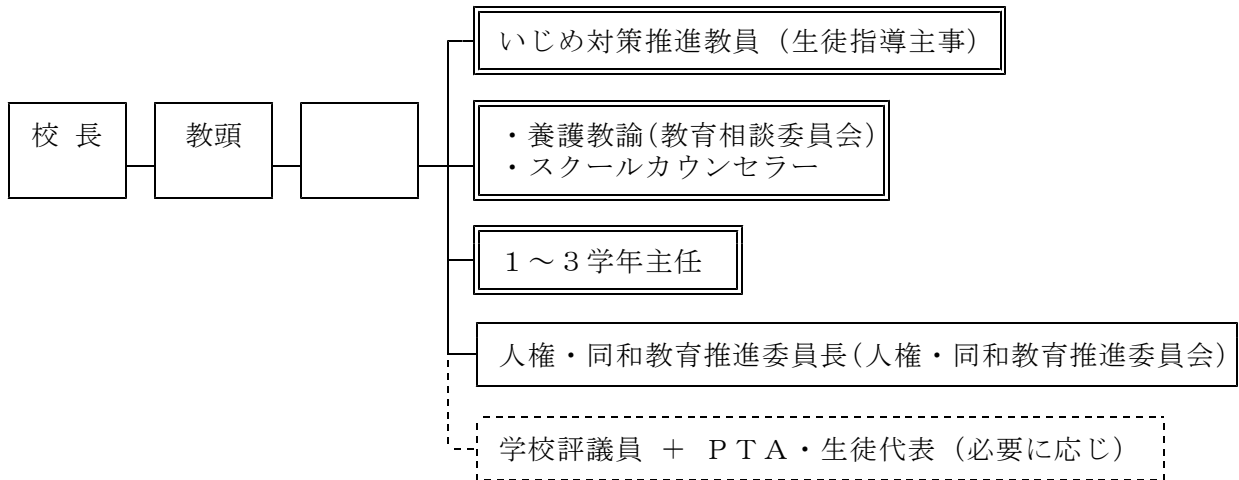


新潟県立加茂農林高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ防止委員会の設置

① 委員会の構成



② 取組の内容

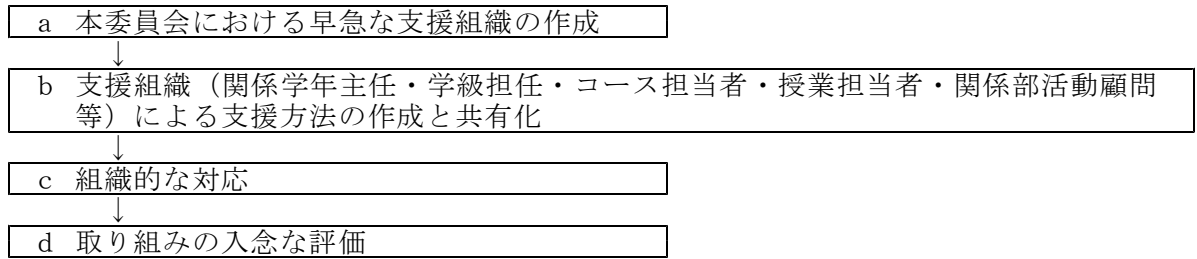
いじめ問題の未然防止・早期発見のための対策委員会とする。

生徒指導部、教育相談委員会、学年主任、人権・同和教育推進委員会が中心となり、生徒へのいじめ調査、生徒への実態調査、人権教育講演会及び職員研修を企画し、本委員会でも共通認識を得ながら、いじめ問題の未然防止・早期発見の取組を行う。

【『未然防止対策』および『早期発見対策』】

いじめ防止委員会	<ul style="list-style-type: none"> いじめの未然防止策および早期発見対策に向けての全体指導計画の策定 実施状況の把握及び調整
管理職	<ul style="list-style-type: none"> いじめの未然防止に資する多様な取組を、学級づくりと授業を基本として、あらゆる学校生活場面で全教職員が同じ姿勢で行うための指示 ※「2(1) いじめの起こらない学校づくり」参照
生徒指導部	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に関する生徒指導の実施 いじめ調査（アンケート）の検討・実施・結果の分析（年3回実施）
教育相談委員会	<ul style="list-style-type: none"> LHRや教科指導における向社会性スキル指導等の計画 生徒の学校適応感等の実態調査（アンケート）の実施及び結果の分析とそれに基づく職員間の情報共有（年3回実施） 生徒の学校適応感等に関する校内研修会の検討・実施 スクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> LHRや総合学習における人間関係作り等の取組の支援 いじめ調査、実態調査の情報交換による生徒の実態把握（年3回実施） 実態把握結果の学年会での情報共有 要配慮生徒への支援方法の決定および関係職員との情報共有（緊密な連絡体制の確立）
人権・同和教育推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 人権やいじめに関する校内研修会の検討・実施

また、いじめにつながる要配慮生徒と判断される生徒が認められた場合は、次のとおり対応し、いじめの未然防止に努める。

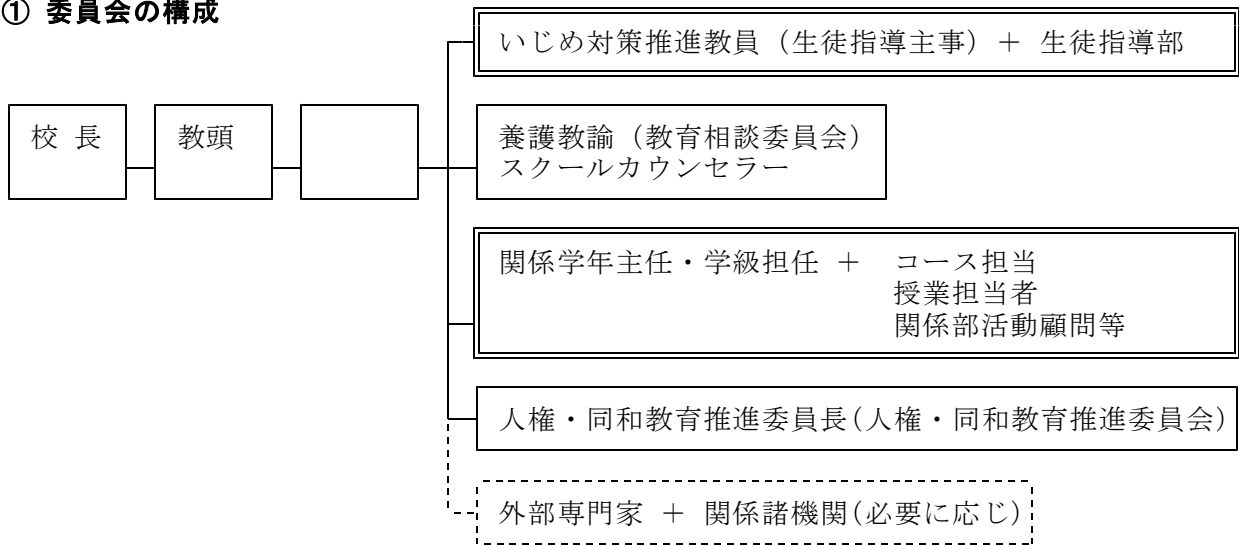


③ 取組の改善

定期的に委員会を開催し、「基本方針」を始め、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

(2) いじめ認知対応委員会の設置

① 委員会の構成

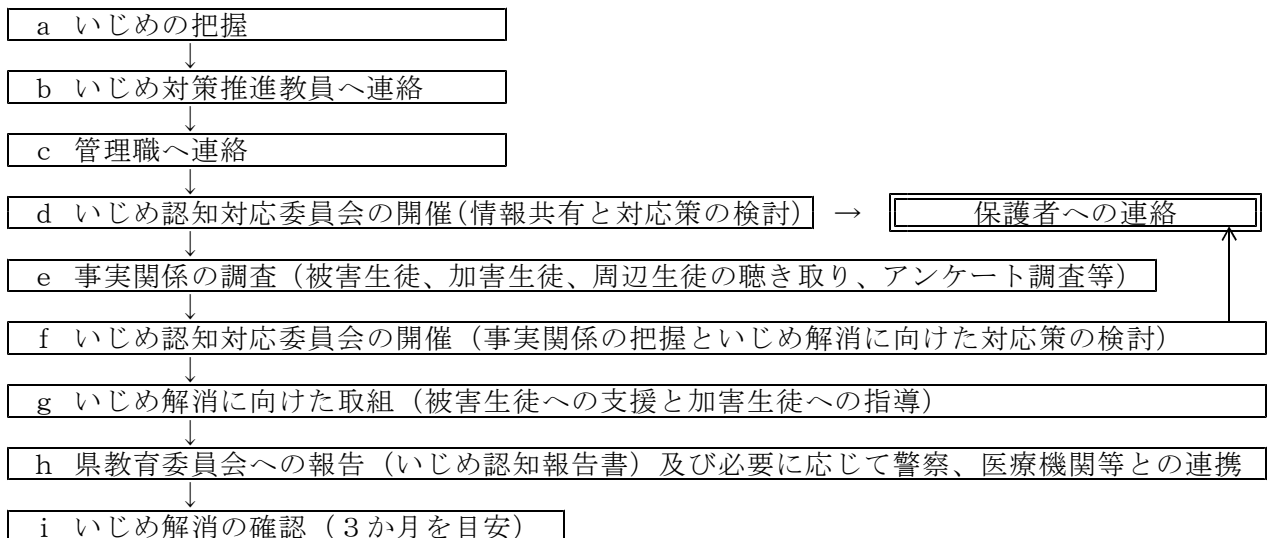


② 取組の内容

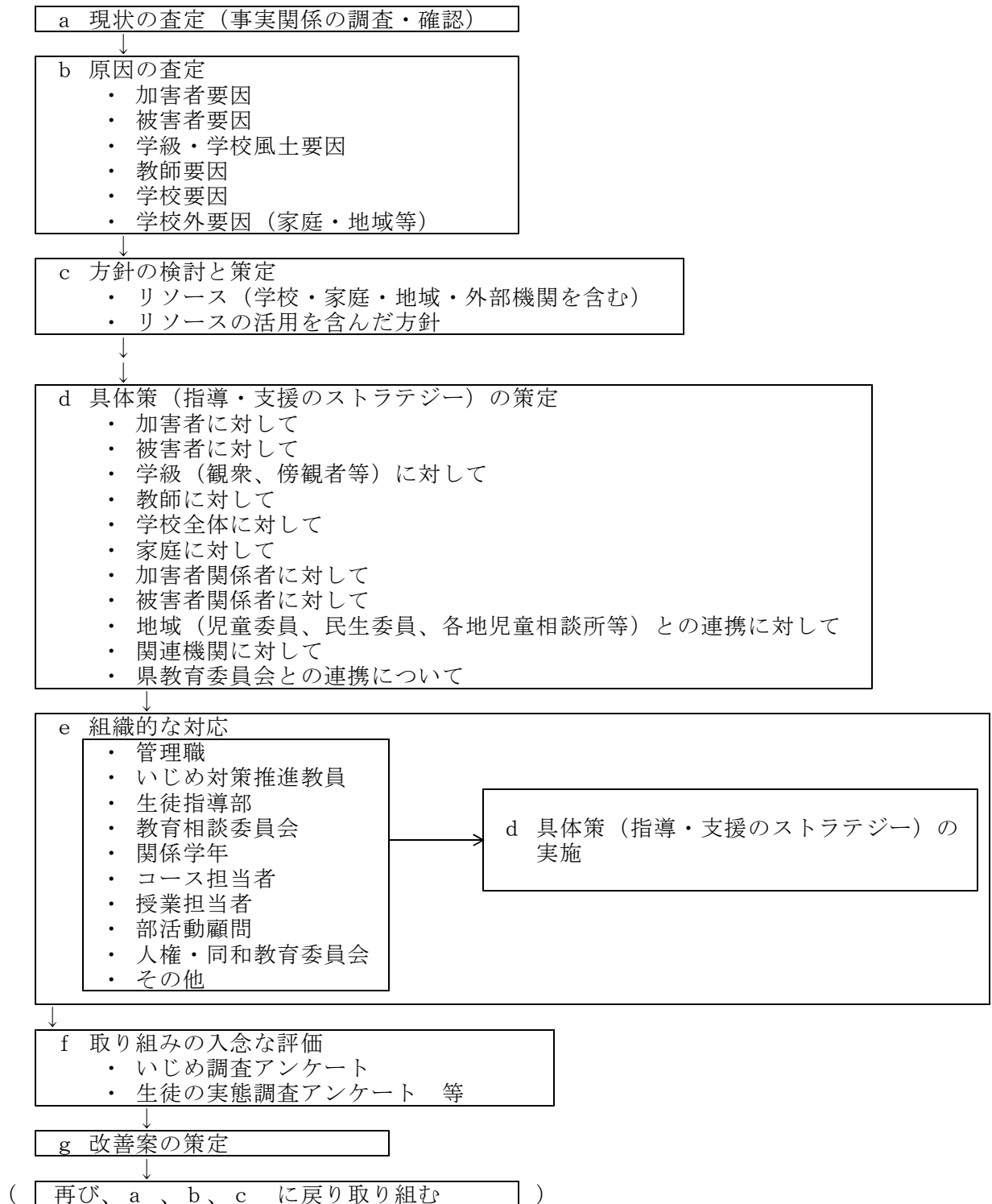
いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの、対応のための委員会とする。

生徒指導部・関係学年及びコース担当者・授業担当者・部活動顧問など生徒との関わりの強い教職員が中心となって事実関係を聴取・確認し、それに基づき緊急アンケート等の実施を本委員会で決定する。あわせて、県教育委員会へ報告（「いじめ認知報告書」：認知後5日以内）するとともに、必要に応じて所轄警察署等の関係諸機関との連携の是非を検討する。

ア) 事案発生時の初期対応



イ) 事案発生時の対応に関するPDCAサイクル(手順)



ウ) いじめ解消の確認

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、いじめ認知対応委員会がその確認を行う。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。いじめ認知対応委員会において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。関係職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でいじめ認知対応委員会において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめの起こらない学校づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動、人権・同和教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

① 学級づくりの充実

- ア) 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」を目指し、規律ある「学級集団づくり」に努める。
イ) 「互いに高め合える学級」を目指し、温かみのある「学級集団づくり」に努める。
ウ) 「学級が自分の居場所である」と安心できる空間としての「学級集団づくり」に努める。

② 学習指導の充実

- ア) 「生徒指導提要」(文科省)の「教科における生徒指導」で示されるとおり、授業を生徒指導(広義)の場として位置づけ、学力向上と共に、心理・社会的発達を促す授業計画を作成し、「授業で生徒指導を行う」という視点で授業改善に努める。
イ) 授業では「コミュニケーション能力を育む授業」「一人ひとりの実態に配慮した授業」「自信をもたせる授業」「思考の交流・感情の交流・役割の交流のある授業」を目指し、一人ひとりが意欲的・主体的に取り組み、人間的なこころの成長を促す授業づくりに努める。

③ 道徳教育の充実

- ア) 人間としての在り方、生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。
イ) 「新しい波」や「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

④ 特別活動の充実

- ア) 特別活動の特質である集団活動を通して、望ましい人間関係を築く力を育てる。
イ) 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
ウ) 生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を通して、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

⑤ 人権が守られた学校づくりの推進

- ア) 生徒一人ひとりが、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
イ) 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人ひとりが人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用するなど生徒への指導に細心の注意を払う。
ウ) いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

⑥ 家庭・地域との連携

- ア) P T A総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
イ) 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
ウ) 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(2) 指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
② 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導にあたる。

(3) ネットいじめへの対応

- ① 携帯電話、スマートフォン等は、校外においても、必要以外の使用は控えさせる。
- ② 教科「情報」、家庭科やLHR等を活用し、生徒一人ひとりに対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア) 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報やむやみに掲載しないこと。
 - イ) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ウ) 有害サイトにアクセスしないこと。
- ③ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- ② 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめ調査」を定期的及び随時実施する。
- ③ 生徒の学校適応感や学校満足度を把握する「学校適応感調査」等を定期的及び随時実施する。
- ④ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑤ 生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。
- ⑥ いじめに悩んだときの相談方法について「いじめ防止学習プログラム」を活用し周知する。

4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ① いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

「いじめ認知対応委員会」が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 生徒・保護者への支援

- ① いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④ いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥ いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ認知対応委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応について

(1) 他機関との連絡・連携

- ① 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ② 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、いじめ認知対応委員会が中心となって、学校組織を挙げて行う。

(2) 速やかな事実確認と説明

- ① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- ② いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- ③ 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

(3) 再発防止策の作成と実践

- ① いじめ防止委員会を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめる。
- ② 再発防止策に基づいて、学校組織を挙げていじめの再発防止に取り組む。